

埼玉県訓令第2号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中「ラグビーワールドカップ大会課」を「ラグビーワールドカップ二十九年大会課」に改め、同表医療整備課の項の次に次のように加える。

医療人材課	医人
-------	----

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。